

## 平成 31 年度第 3 回立川市個人情報保護審議会議事録要旨

1 日時 令和元年 10 月 30 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 50 分

2 場所 立川市役所 2 階 202 会議室

### 3 次第

#### (1) 届出関係諮問事項

① 立川市職員の給与振込処理に係る事務委託の変更について

【行政管理部人事課】

② 税総合システムの改修について

【財務部課税課】

③ 税総合システムの改修について（その 2）

【財務部課税課】

④ 国民健康保険システムの改修について

【福祉保健部保険年金課】

⑤ 障害福祉業務総合支援システムの導入について

【福祉保健部障害福祉課】

⑥ 立川市医療扶助適正化及び被保護者健康管理支援事業の外部委託について

【福祉保健部生活福祉課】

⑦ 道路台帳調書補正及び道路管理支援システム改修の外部委託について

【まちづくり部道路課】

#### (2) その他

- ・ 個人情報保護審議会諮問事項の取扱いについて
- ・ 令和 2 年度の個人情報保護審議会開催回数について
- ・ 平成 31 年度第 4 回個人情報保護審議会日程について

### 4 出席者

#### (1) 委員

飯田会長、齊藤委員、神宮委員、梶委員及び入谷委員

#### (2) 職員

[諮問実施機関]

諮問事項①：人事課長、給与厚生係長及び同係主任

諮問事項②：課税課長、市民税係長及び同係主事

諮問事項③：同上

諮問事項④：保険年金課医療給付係長及び同係主任

諮問事項⑤：障害福祉課長、障害福祉第一係長、同係主事、業務係長及び同係主任

諮問事項⑥：生活福祉課面接係長、同係主任、庶務係長、同係主任及び同係主事

諮問事項⑦：道路課長

[事務局]

文書法政課長、情報公関係長及び同係主任

## 5 議 事

### (1) 届出関係諮問事項（諮問実施機関からの説明は、資料に基づくものである）

諮問事項①：(行政管理部人事課)

#### 【諮問の概要】

市と金融機関における市職員の給与振込処理に係る事務委託について、令和2年4月からデータの授受方法をFD・DVDの運搬からインターネット回線を使用したデータ伝送に変更するもの

#### 【審議内容】

《給与明細書の配布について》

○給与明細書については、職員が各自で庶務事務システムで確認し、印刷することができ、自分のパスワードを入力してシステムにアクセスしている。

《データ運搬を行っていた理由について》

○はっきりしたことは分からないが、従来はデータを運搬する方法しかなかったが、技術革新が進み安全性が確保できたため、インターネット回線を使用したデータ伝送に変わってきたのだと考える。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項②：(財務部課税課)

#### 【諮問の概要】

地方税法第321条の4第7項から第9項及び平成29年9月20日付け総務市第78号の総務省自治税務局市町村税課長通知等に基づき、個人住民税におけ

る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）について、令和2年5月から eLTAX（地方税ポータルシステム）による電子データ正本化（電子署名付き）に対応するために税総合システムの改修をおこなうもの

**【審議内容】**

《多摩 26 市の対応状況について》

○平成 31 年度までに電子データ正本化に対応しようとしているのが 17 市、令和 2 年度までに対応しようとしているのが 9 市である。

**【審議結果】** 諮問どおり進めて差し支えない。

**諮問事項③：(財務部課税課)**

**【諮問の概要】**

令和 2 年 4 月から税総合システムに登録済みの合算する所得を自動計算して課税内容を修正できるようにシステムの改修をおこなうもの

**【審議内容】**

《所得の計算について》

○申告書に記載された所得と給与支払報告書に記載された所得を合算するために、これまでは電卓で計算していたが、システムを改修するとクリックするだけで合算できるようになる。

**【審議結果】** 諮問どおり進めて差し支えない。

**諮問事項④：(福祉保健部保険年金課)**

**【諮問の概要】**

平成 29 年度税制改正により、医療保険者が発行する医療費通知書が確定申告用の明細書として利用できることとなり、令和 2 年 2 月から医療費通知書の交付を開始するために国民健康保険システムを改修するもの

**【審議内容】**

《被保険者数について》

○国民健康保険の被保険者は全市民の 20 パーセント程度で、9 月末日現在の被保険者数は約 38,000 人で、世帯数は約 25,000 世帯である。

《医療費控除の明細書について》

○医療費控除の申告には、資料 39 頁にある明細書を使用する。通常 12 月分の診療明細が市役所に届くのは翌年 2 月頃になるが、できるだけ多くの診療明細を

記載したいと考えている。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

#### 諮問事項⑤：(福祉保健部障害福祉課)

##### 【諮問の概要】

東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）から送信される障害福祉サービス費の請求審査については、これまで人的作業にて各帳票の突合チェックを行っていたが、令和2年4月から支援システムを導入して請求審査を行うもの

##### 【審議内容】

《データの授受方法について》

○国保連から専用のパソコンに送られてきたデータはUSBを使って取り出し、システムが入ったパソコンにデータを移行して作業する。

《国保連が取り扱う福祉サービスについて》

○国保連は介護保険部門と障害部門とに分かれて福祉サービスを取り扱っている。障害部門では障害者が作業所に通所する、自宅にヘルパーが来る、施設入所者の費用を支払うなどのサービスを取り扱っている。

《国保連が出す警告内容について》

○事業所から決定した内容を超えた金額で請求がある場合。決定した内容と違う内容で請求がある場合。ヘルパー派遣と通所を重複して請求している場合などが警告の内容となっている。警告が間違っていることもまれにはあるが、国保連も事業所から請求書を受け取る段階で、チェックをして受け取っている。

《システム導入の効果について》

○これまで職員が様々な資料を見比べてチェックしていた確認作業が、システムを導入することで、間違っている箇所をシステムが教えてくれるようになる。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

#### 諮問事項⑥：(福祉保健部生活福祉課)

##### 【諮問の概要】

平成30年の生活保護法改正により被保護者健康管理支援事業が創設され、生活保護受給者の健康課題解決や生活向上、医療扶助の適正化を図るため、令和元

年 11 月から医療扶助に係るレセプトデータ等を目的外利用する調査・分析業務、  
受診行動適正化リスト等の作成及び糖尿病性腎症重症化予防指導業務を外部委  
託するもの

**【審議内容】**

《遠方の業者に委託する理由について》

○全国で唯一、レセプト分析技術の特許を取っている業者である。医療機関によ  
ってはレセプトの記載の仕方がまちまちであったり、複数の病名が記載されて  
いたりするが、レセプトの分析を的確にできる技術を持っている業者である。  
フルメニューで委託して立川モデルを作っていこうと考えている。

《対象者の選定について》

○本人の同意が得られないとできない事業であり、寄り添うのが難しい人は後に  
して、まずはできるところから実施しようと考えている。例えば、糖尿病など  
は透析患者と腎症患者では医療費に大きな差があり、保健指導を実施したいと  
考えている。

《データの授受方法と消去について》

○電子データは CD-R に移して郵送する方法でデータを受け渡す。単年度契約な  
ので、データの消去はその都度消去してもらう。

**【審議結果】** 諮問どおり進めて差し支えない。

**諮問事項⑦：(まちづくり部道路課)**

**【諮問の概要】**

令和元年 11 月から市が管理する道路台帳平面図及び道路台帳調書を補正し、  
道路管理支援システムを Windows 7 から Windows10 対応へ更新及び改修する作  
業を外部委託するもの

**【審議内容】**

《委託業者について》

○本日午前中に入札があり、委託業者が決定した。

**【審議結果】** 諮問どおり進めて差し支えない。

**(2) その他**

・個人情報保護審議会諮問事項の取扱いについて

○(事務局) このところ諮問事項の件数が増加傾向にあり、審議時間も 3 時間を

超えることがあるので、諮問事項を精査したい。例えば、個人情報システムの変更については、例外なく諮問することになっているため、ウィンドウズ7からウィンドウズ10へ変更する場合、システムのレイアウトを変更する場合なども諮問している。また、個人情報の外部委託ではCDでのデータ運搬からLGWAN回線へデータ伝送方法を変えるという場合も諮問している。そこで、一定の基準を満たす軽微な変更の場合には、報告事項とすることを提案したい。もちろん、第三者機関であるこの審議会のチェック機能を損なわないようにすることは当然であり、委員の皆様方の意見を聴きながら進めていきたい。

\*委員からは、特に異論はなかった。

- ・令和2年度の個人情報保護審議会開催回数について

○（事務局）令和2年度はこの審議会の開催回数を2か月に一回、年6回程度開催したいと考えている。

- ・平成31年度第4回個人情報保護審議会日程について

日 時 令和2年2月12日（水）午後1時30分から

場 所 立川市役所 201会議室